

兵庫県公報

令和5年1月17日 火曜日 第379号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定市町村事務受託法人の指定（障害福祉課）	1
○ 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	2
○ 管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	3
○ 地域森林計画の一部変更（林務課）	5
○ 保安林の指定予定（治山課）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 港湾隣接地域の指定の変更に係る公聴会の開催（港湾課）	8
○ 海岸法第12条第1項の規定に基づく海岸管理者の監督処分（同）	8
○ 土地区画整理組合の解散認可（都市計画課）	10
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	11
○ 同 上（淡路県民局）	11
公 告	
○ 入札公告（法務文書課）	11
○ 同 上（同）	13
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	19
○ 落札者等の公示（東播磨県民局）	19
教育委員会公告	
○ 入札公告	20
正 誤	
○ 令和5年1月6日付け兵庫県公報第376号中	22

告 示

兵庫県告示第57号

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第11条の2第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第57条の3の4第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 事務所の名称及び所在地
名 称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
所在地 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 こうべ市民福祉交流センター5階
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内
- 指定年月日
令和4年12月28日

~~~~~

**兵庫県告示第58号**

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 主催者の名称及び住所

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良

住所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401

3 講習日程

| 日程  | 第1回          | 第2回           |
|-----|--------------|---------------|
| 第1日 | 令和5年8月21日（月） | 令和5年9月25日（月）  |
| 第2日 | 令和5年8月28日（月） | 令和5年10月2日（月）  |
| 第3日 | 令和5年9月11日（月） | 令和5年10月16日（月） |

4 講習会場の名称・所在地等

名称 兵庫県農業共済会館

所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3

電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

| 講習科目     | 講習時間 |
|----------|------|
| 公衆衛生     | 4時間  |
| 理容所の衛生管理 | 14時間 |

6 講習予定人員

| 第1回 | 第2回 |
|-----|-----|
| 10名 | 10名 |

7 受講料

1人 16,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401

電話 (06) 6942-6453

~~~~~

兵庫県告示第59号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 主催者の名称及び住所

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘 良
 住所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和5年8月21日(月)	令和5年9月25日(月)
第2日	令和5年8月28日(月)	令和5年10月2日(月)
第3日	令和5年9月11日(月)	令和5年10月16日(月)

4 講習会場の名称・所在地等

名称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
90名	90名

7 受講料

1人 16,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1 リアライズ大手前ビル4階401
 電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第60号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 (1) 調査を行った者の名称

丹波市

(2) 調査を行った期間

平成30年5月から令和4年3月まで

(3) 成果の名称

丹波市(柏原町柏原の一部(柏原町柏原V))の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

丹波市柏原町柏原の一部

- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成30年5月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町柏原の一部（柏原町柏原VI））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町柏原の一部
- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市
- (2) 調査を行った期間
平成30年8月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（山南町金屋・岡本の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市山南町金屋及び岡本の各一部
- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
平成29年6月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町（鎌倉、島の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町鎌倉及び島の各一部
- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- (2) 調査を行った期間
令和2年6月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称
播磨町野添の一部（土山駅前地区-3）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加古郡播磨町野添の一部
- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡福崎町
- (2) 調査を行った期間
平成24年8月から平成27年3月まで
- (3) 成果の名称
福崎町田口の一部（田口121-A）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神崎郡福崎町田口の一部

- (5) 認証年月日
令和4年12月28日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
美方郡香美町
- (2) 調査を行った期間
平成30年12月から令和4年2月まで
- (3) 成果の名称
香美町（村岡区池ヶ平の一部（20182858505地区））の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
美方郡香美町村岡区池ヶ平の一部
- (5) 認証年月日
令和4年12月28日



兵庫県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の一部変更は公表の日からその効力を生ずるものとする。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 一部変更した地域森林計画及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
加古川地域森林計画の一部変更	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

- 2 一部変更年月日
令和4年12月28日



兵庫県告示第62号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町下野田字タキダニ555の38、555の45（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第63号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三洋電機株式会社エナジーソリューション事業部

大阪府守口市松下町1番1号

事業部長 山際 勇

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三洋電機株式会社洲本工場

洲本市上内膳222番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	50m ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～8時 24時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	6～8	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8.3	30
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	30
	浮遊物質 (単位 mg/L)	10	40
	窒素含有量 (単位 mg/L)	19	25
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.10	0.15
	カドミウム及びその化合物 (単位 mg/L)	0.01	0.03
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.4	0.7
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		303	429.4

備考 別事業場が特定施設を設置することに伴い既設施設が特定施設に該当することによる申請であるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年1月17日から同年2月7日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び洲本市市民生活部生活環境課



兵庫県告示第64号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
伊丹市稲野町二丁目2番2の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年1月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年1月17日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	豊岡市下宮字別才95番1から 同市鎌田字西26番1まで	旧	6.0から 7.0まで	31.0	
		新	16.0から 17.0まで	33.0	

兵庫県告示第66号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域の指定の変更について、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時 令和5年1月31日（火）午後2時から
- 2 場所 芦屋市精道町7番6 芦屋市役所東館小会議室4
- 3 予定区域

尼崎西宮芦屋港港湾隣接地域
南芦屋浜地区

次の(1)から(8)までのそれぞれの諸点を順次結んだ線と水際線により囲まれた地域

- (1) 世界測地系 東経135度19分19.6秒 北緯34度42分54.0秒
- (2) 世界測地系 東経135度19分17.9秒 北緯34度42分54.0秒
- (3) 世界測地系 東経135度19分18.1秒 北緯34度42分57.5秒
- (4) 世界測地系 東経135度18分23.6秒 北緯34度42分46.8秒
- (5) 世界測地系 東経135度18分25.4秒 北緯34度42分31.3秒
- (6) 世界測地系 東経135度18分43.4秒 北緯34度42分32.3秒
- (7) 世界測地系 東経135度18分44.6秒 北緯34度42分21.7秒
- (8) 世界測地系 東経135度18分42.5秒 北緯34度42分21.4秒

兵庫県告示第67号

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第1項の規定に基づく海岸管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 行うべき措置の内容
播磨沿岸のうち江井ヶ島港海岸における海岸保全区域（昭和32年兵庫県告示第643号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶及び工作物等の撤去
- 2 海岸管理者の監督処分
1に掲げる措置を命ずべき者が、令和5年1月31日までに当該措置を行わないときは、海岸管理者又はそ

の命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 船舶

所在場所	整理番号	船名等種類	船舶の種類	外色	内色
明石市大久保町 江井島地内	2	なし	無動力船	白	—
	3	なし	無動力船	黄	—
	9	なし	無動力船	黄	—
	17	なし	無動力船（タツノの表示あり）	黄	—
	20	なし	無動力船	黄	—
	25	なし	無動力船	白	—
	26	なし	無動力船	白	—
	27	なし	無動力船	白	—
	28	なし	無動力船	青	—
	29	なし	無動力船	黄	—
	30	なし	無動力船（N05の表示あり）	白	—
	32	なし	無動力船	黄	—
	33	なし	無動力船	白	—
	34	なし	無動力船	白	—
	35	なし	無動力船	黄	—
	36	なし	無動力船（09の表示あり）	白	—
	41	なし	無動力船	白	—
	42	なし	無動力船	白	—
	44	なし	無動力船	白	—
	45	なし	無動力船	青	—
48	なし	無動力船	黄	—	
49	なし	無動力船	灰	—	

※整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。

別表2 工作物等

所在場所	整理番号	名称	種類
明石市大久保町 江井島地内	2-1	物品	ベニヤ板
	2-2	物品	黒色プラスチック製パレット
	2-3	工作物	軸付きタイヤ (タイヤ2本)
	2-4	物品	黒色プラスチック製パレット
	3-1	物品	脚立
	3-2	工作物	タイヤ付き工作物
	7-1	工作物	木製工作物
	7-2	工作物	金属製台車 (タイヤ2本)
	9-1	工作物	鉄柱工作物
	12-1	物品	脚立
	13-1	物品	黒色バケツ
	13-3	物品	白色ポリバケツ
	13-4	物品	クリーム色ポリバケツ
	17-1	物品	黒色プラスチック製パレット
	17-2	物品	黒色プラスチック製パレット
	21-1	物品	木製パレット
	21-2	工作物	木製工作物
	24-1	工作物	脚立付き台車 (タイヤ2本付き)
	24-2	工作物	オレンジ色木製船置台
	25-2	物品	バーベキューコンロ
	27-1	工作物	船置台
	27-2	物品	オイル缶
	27-3	物品	オイル缶
	27-4	物品	長板
	27-5	物品	金属製ケース
	27-6	工作物	台車 (タイヤ付き)
	28-1	工作物	台車 (金属製パイプ)
	33-1	工作物	木製台車 (タイヤ4本付き)
	33-2	工作物	木製工作物 (プラスチック製物入れ付き)
	33-3	工作物	鉄パイプ工作物
	34-2	工作物	オレンジ色木製船置台
	36-1	物品	白色ディーゼルエンジンオイルバケツ
47-1	工作物	金属製支柱	
47-2	工作物	黒色プラスチック製パレット	

※整理番号は、東播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



兵庫県告示第68号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第2項の規定により、小野市垂井南土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 小野市垂井南土地区画整理組合
 事務所の所在地 小野市中島町531番地 (小野市役所内)
 設立認可の年月日 平成30年3月30日

2 解散認可の年月日
令和5年1月17日



兵庫県告示第69号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04丹波位置 0003号	4.12.26	丹波篠山市黒岡字下河原ノ坪495番の一部	6.00	36.39



兵庫県告示第70号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04淡路位置 0006号	4.12.28	淡路市浦字小浦624番8の一部、625番1の一部、 625番2の一部	6.0	27.53

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

- (1) 調達役務
令和5年度宅配便運送業務 予定数21,430個
- (2) 調達役務の規格、品質及び性能等
契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 履行期間
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所
日本国内
- (5) 入札方法
上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払う予定とする契約を締結するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110

分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
県総務部法務文書課文書管理班（直通電話（078）362-3063）
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年1月17日（火）から同月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和5年2月28日（火） 午後1時30分 県庁西館 1階大入札室
- (4) 入札書の提出方法
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月24日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を令和5年1月31日（火）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年4月1日

- (土) までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達役務

令和5年度メール便運送業務 予定数66,260個

(2) 調達役務の規格、品質及び性能等

契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期間

令和4年5月4日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

日本国内

(5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払う予定とする契約を締結するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登

録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。
- (7) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
県総務部法務文書課文書管理班(直通電話(078)362-3063)
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和5年1月17日(火)から同月31日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和5年2月28日(火) 午後2時 県庁西館 1階大入札室
- (4) 入札書の提出方法
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月24日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を令和5年1月31日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件
ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年4月1日(土)までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 鹿島建設株式会社

代表者の氏名 執行役員開発事業本部長 塚口孝彦

住所 東京都港区赤坂六丁目5番11号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) ASPA PROJECT

所在地 神戸市北区有馬町字栗柄1884番、1509番の一部、字乙倉谷1889番23、1897番の一部

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課

縦覧期間 令和5年1月17日から同月30日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和5年1月17日から同月30日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 伊伝居複合商業施設
 所在地 姫路市伊伝居字岸ノ下516-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	成瀬明弘
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社宝橋	姫路市白浜町甲792番地	亀田寛明
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社宝橋	姫路市白浜町甲792番地	亀田寛明
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上卓也
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 4 変更年月日
 令和3年5月5日
- 5 届出年月日
 令和4年11月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年1月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和5年5月17日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイレックス城東店
 所在地 姫路市城東町129-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 織田寛明
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 辻田泰徳
 - (2) 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 織田寛明
- 4 変更年月日
 令和4年4月1日
- 5 届出年月日
 令和4年11月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和5年1月17日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和5年5月17日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ダイレックス三木店
 所在地 三木市大塚二丁目312 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 織田寛明
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

- | | | |
|---------------------------------------|------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 辻 田 泰 徳 |
| (2) 変更後 | | |
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 芙蓉総合リース株式会社 | 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 | 織 田 寛 明 |
| 4 変更年月日 | | |
| 令和4年4月1日 | | |
| 5 届出年月日 | | |
| 令和4年11月24日 | | |
| 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間 | | |
| (1) 縦覧場所 | | |
| 兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課 | | |
| (2) 縦覧期間 | | |
| 令和5年1月17日から4月間 | | |
| 7 意見書の提出期限及び提出先 | | |
| (1) 提出期限 | | |
| 令和5年5月17日 | | |
| (2) 提出先 | | |
| 兵庫県まちづくり部都市計画課 | | |
| 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | | |



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アクロスプラザ三田ウッディタウン
 所在地 三田市すずかけ台3番2
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	伊 藤 光 博
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原二丁目7番50号	三 上 博
株式会社キリン堂	大阪市淀川区西宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖

 外4者
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原二丁目7番50号	伊 藤 仙 治
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦
やまや関西株式会社	仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山 内 英 靖

外4者

4 変更年月日

令和4年3月31日

5 届出年月日

令和4年11月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年1月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月17日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和5年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 東谷ショッピングセンター

所在地 川西市見野字墓の北117番地の1 ほか

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

3,429平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和2年5月24日

5 届出年月日

令和4年12月28日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年1月17日

契約担当者

東播磨県民局長 小川佳宏

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

(都) 国道2号線 加古川橋 加古川橋上部工工事

鋼6径間連続非合成箱桁橋：長さ=382.7メートル 幅=6.5メートル (14.3メートル)

工場製作工：1,873トン

架設工：1式

床版工：4,880平方メートル

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

東播磨県民局 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

3 落札者を決定した日

令和4年12月19日

- 4 落札者の名称及び住所
高田・三井住友鉄構・日橋特別共同企業体 大阪市浪速区難波中2丁目10番70号
- 5 落札金額（税抜）
2,598,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年9月27日

教育委員会公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月17日

契約担当者

兵庫県立神戸商業高等学校長 中野卓哉

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
県立神戸商業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル一式
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間
令和5年3月31日（金）から令和10年3月30日（木）まで（60箇月）
- (4) 納入場所
県立神戸商業高等学校
神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（60箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の10に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、県立神戸商業高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方法により行う。

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒655-0038 神戸市垂水区星陵台4丁目3番1号
県立神戸商業高等学校 担当 岩本

電話 (078) 707-6464 F A X (078) 707-6466

ホームページ <https://www.kobechs.ed.jp>

- (2) 入札参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和5年1月17日(火)から同月31日(火)(県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札の日時

令和5年2月27日(月)午後2時 県立神戸商業高等学校本館2階多目的室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和5年2月1日(水)から同月17日(金)まで(県の休日を除く)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ

ウ 提出書類

機器内訳書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和5年2月21日(火)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額に賃貸借期間60箇月を乗じた金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年2月24日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立神戸商業高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立神戸商業高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札書を直接入札箱に投入こと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年3月7日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takuya Nakano, Principai of Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School 1 set of Educational Computer for Intelligence Course

(3) Fulfilment period:

From March 31, 2023 to March 30, 2028

(4) Delivery location:

Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School Practical Training Building, Third floor

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 31, 2023 by direct delivery

(6) Deadline for tender:

14:00 February 27, 2023 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Iwamoto, School Office, Hyogo Prefectural Kobe Commercial High School

4-3-1 Seiryodai, Tarumi-ku, Kobe, Hyogo 655-0038

Tel (078) 707-6464

正 誤

○令和5年1月6日付け（兵庫県公報第376号）

入札公告（管財課）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
18	下から2	2022	2023
18	下から1	2022	2023